

## <参考訳>

### Insurance Accounting Newsletter 第7号

2009年8月

FASB と IASB との意見のすり合わせが難航、各審議会が公開草案の公表と意見聴取を独自に行う可能性が浮上(Filing for Divoce?)

FASB (米国財務会計基準審議会) と IASB (国際会計基準審議会) は、7月に合同審議会の会合を行い、その結果に大きな期待が寄せられていました。この会合は、保険契約の会計処理に係る単一の測定基準 (single measurement basis) について合意するために、2009年7月23日に行われました。しかしながら、二つの点において両者の意見の相違ははっきりしたため、IFRS と US GAAP との意見のすり合わせが予想以上に難航する可能性があります。

2009年10月26~28日に行われる合同審議会の次回会合において、これらの意見の相違が解消され、両審議会が合意に達しない限り、各審議会が、それぞれの選択した方式に基づく公開草案を公表し、それに対する関係者の反応を探ることになる可能性が高いと思われる。

#### 両審議会が合意している主な分野

IASB と FASB とが進めてきた作業は、いくつかの争点について大きく前進しました。これらの成果は、公開草案の策定に向けた残り数カ月の作業期間において、意見のすり合わせの交渉を進めるための土台となることと思われます。事実、両審議会は、すべての保険契約について単一の(測定)モデルを採用することに賛成しています。また、両審議会は、次の三つのビルディング・ブロックを利用するモデルが保険契約の測定に最適であると考えています。

1. 確率加重された将来キャッシュフローの割引されていない見積り
2. 市場整合的な基準で計算した貨幣の時間的価値の影響 (このファクターについて

FASB は、7月21日に行われた会合において決定を下したばかりです。)

3. 単一もしくは複数のマージン

両審議会は、基本原則のうちブロック1と2については合意しており、この合意には、契約の開始時に設定した計算基礎の「ロックイン」を避け、最新の情報を反映させるために、各ブロックを報告日ごとに必ず再測定することを要件とすることが含まれています。また、両審議会は、契約時における負債の測定額が支払保険料の額を超える(例えば、損失契約 (onerous contract) の) 場合には、その損失を直ちに損益計算書に計上すべきであることについても合意しています。

両審議会の見解が一致する分野と相違が鮮明になった分野がわかるよう、現在(有効な)

本ニュースレターは英語版が原本となります。

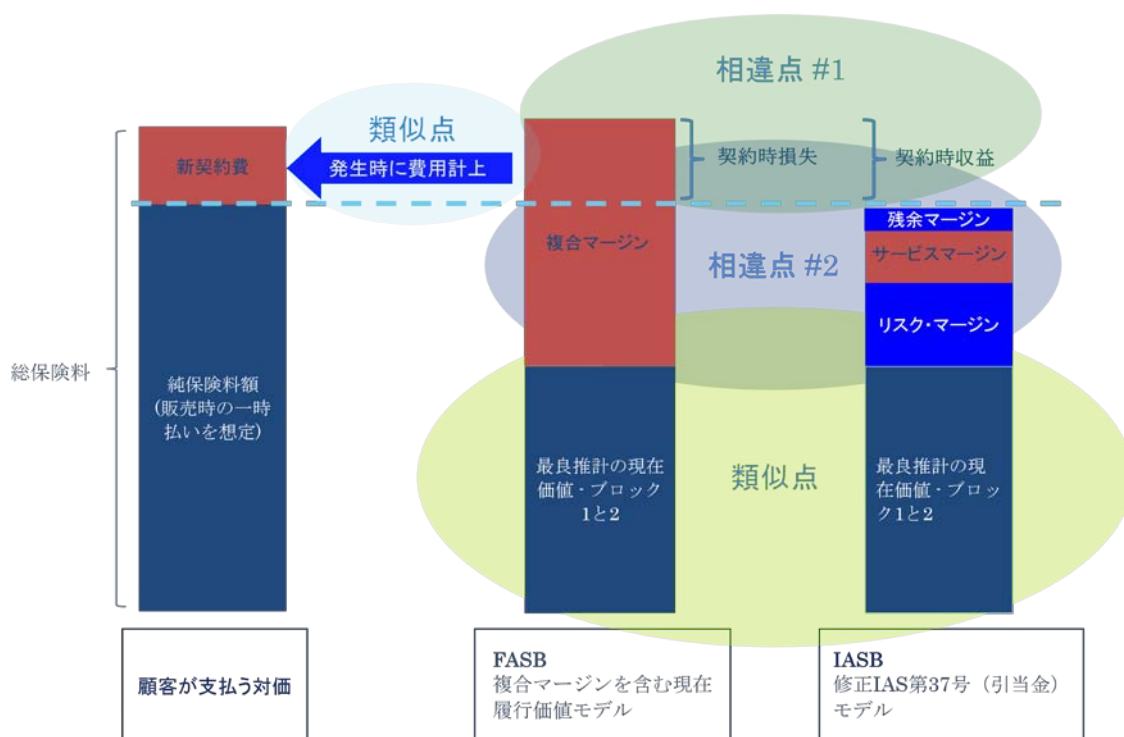
このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

すべての決定を整理し、本稿の最後に付属資料として添付しました。

## 両審議会の見解が相違する分野

両審議会では、保険契約の当初測定の目的についての見解が根本的に相違しています。この違いは、保険契約者が支払う価格に対する保険契約負債の当初較正を行う際の、新契約費の位置づけに関する見解の相違となって現れています。この見解の相違から派生する形で、三つのビルディング・ブロック方式の3つ目のファクターであるマージンの性質と目的についても両審議会の見解は一致していません。

この二つの相違点を下図にまとめ、以下で詳しく検討します。



### 相違点1 - 当初測定の方法と新契約費の役割

第一に、保険者が、契約を販売し負債を最初に測定する際に適用すべき基本原則をめぐって、両審議会の意見が分かれています。具体的には、両者の見解の相違は、保険契約の負債の当初較正時（つまり、保険契約が販売され、保険契約者が保険料を支払った時点）における認識の相違に表れています。契約販売時における新契約費の位置づけに関し、IASBとFASBでは異なった見解を持っており、その点について、以下、具体的に説明していきます。

### IASBの見解

IASBは、契約の販売方法にかかわらず、リスクが同一の契約については、（保険負債に

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

については) 同額が計上されるべきであると考えています。IASB は、昨年 4 月にこの決定をするにあたって、保険者が、同一の (リスクの) 契約を二つの販路を通じて販売し、従ってそれぞれ異なる新契約費が保険料に反映されている場合について検討しました。同一の保険契約について (保険負債については) 同等の測定額を得るため、IASB は、増分費用である新契約費を差し引いた後の受取保険料に合わせて三つのビルディング・ブロックを較正することで、当初負債を計算するよう求めています。このような調整を行わない限り、同一の負債であっても、費用の高い販路で販売された場合には、保険契約者が、特定の大手仲介業者と契約を結ぶ費用を負担するためだけに支払う保険料部分があるため、負債認識額が増える可能性が高くなります。

この決定は、我々が「新契約の収益(new business revenue) - 当ニュースレター第 3 号を参照」と呼んでいる収益を認識するよう求めています。保険を販売する時点では会計上の利益が発生してはならないことについては、IASB (及び FASB) が合意しているため、この収益は、増分費用である新契約費の計上額を上限とすることとなります。さらに、この原則の整合性のある適用を促すため、IASB は、測定の対象となっている保険契約に直接関連する増分費用である新契約費のみを (保険負債の測定及び新契約収益の算定の為の) 較正に含めることに決定しました。(当該契約に係る) 増分費用であるかどうかにかかわらず、全ての新契約費は必ずその発生時に損益計算書に計上しなければならないものの、これらの新契約費の一部は、前述した契約初日における「新契約の収益」によって通常は相殺されることとなります。

IASB は、増分費用である新契約費に関する自らの決定は、この分野に係る IFRS の他の規定/文脈、特に IAS 第 39 号と整合的であり、更に他の新契約費の定義と比較しても恣意性がなくかつ複雑ではないと説明しています。またこれらの特徴により、IFRS のすべての作成者がこの原則を整合的に適用できるとしています。これに対して、一部の保険会社は、増分費用としての性質を有するかどうかにかかわらず、新規契約に直接関連するすべての費用を新契約費の定義に含めた方が、IASB の原則を保険業を取り巻く経済的諸条件に適合させることができると述べています。

## IASB の見解

IASB は、その分析において収益認識の原則に主眼を置き、将来計上される収益を算定するための機能として契約負債を測定すべきであると考え、このため、契約締結の段階では未だサービスが提供されていない以上、顧客が支払った対価の額に合わせて当初較正を行うべきだと考えています。

発生する新契約費は、収益の測定とは無関係である (と IASB は考えています)。IASB は、保険業界における価格設定をめぐる既存の慣行を検討した結果、多くの保険会社が、販売方法とは無関係に同じリスクに対して同じ額を請求しているか、なんらかの差が存在する場合も、これが新契約費の回収のみを反映するものではないと主張しています。提案

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

されている収益認識基準によれば、サービスが提供されて初めて収益の認識が許容されるのであって、保険契約が販売された時点では、一切のサービスの提供は行われておらず、従って、保険負債（の測定）も、契約の初日には収益を認識しないという原則に依るべきだと FASB は主張しています。

しかしながら、FASB は、すべての新契約費をその発生時に費用計上すべきであるという点について、IASB の考え方と一致しています。多くの業界で新契約費が前倒しで発生しており、US GAAP において当該費用の繰り延べが許される場合もあるものの、FASB の現時点における見解では、新契約費の繰り延べは一切認められておりません。

両審議会が暫定的決定を下したため、増分費用である新契約費の計上額を上限として契約初日の収益を認識する IASB モデルと、契約初日の収益認識を認めず、従って多額の保険負債が認識される FASB のモデルに分けられています（つまり、その他の条件がすべて同じであれば、FASB のモデルでは IASB モデルよりも契約初日差額の損失が大きく、それ以降の期間においてより多くの収益が計上されることとなります）。

増分費用である新契約費を上限とする契約時収益を認める IASB の決定は、保険契約を販売する過程で発生する費用を直接費とするか、あるいは増分費用とするかどうかの決定によって保険者の収益認識パターンが決まることを意味しています。

## 相違点 2 - ブロック 3（マージン）の性質と目的

両審議会の二つ目の見解の相違は、3つ目のブロック、即ちマージンの性質と目的をめぐります。ここでは、結果の不確実性を財務報告に反映させるのに最適な方式をめぐります。見解の相違が論争の焦点となっています。

## IASB の見解

IASB は、かなり以前から、明示的で現在の市場が反映されたバイアスのない視点 (basis) をもって、予測不確実性を会計処理すべきだと考えてきました。また、この原則に準拠するための方法として、確率加重された将来キャッシュフローの正味現在価値にリスク・マージンを加えることがこの原則に対応するための最適の方法だと考えています。保険プロジェクトで進めてきた不確実性の会計処理に対する検討結果が、他のあらゆる負債に関する IASB プロジェクトに活かされており、3つのビルディング・ブロックにもとづいた新しいモデルが、修正 IAS 第 37 号の負債測定モデルの中核となっています。当ニュースレター第 5 号で報告したように、IASB は、6 月に、一般的負債の会計処理を取り扱うプロジェクトと保険契約負債の報告に関するプロジェクト双方の相似点を明確に対比し受け入れることで合意しました。IASB は、7 月 22 日に行われた合同審議会のための事前討議において、保険会計に IAS 第 37 号モデルを利用する案を「方向性」として支持することには合意しています。（ただし、）これまでに提起された争点、特にマージンの会計処理に関する論点が

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

IASB スタッフによって満足できる程度に解決されない限り、明確な支持を打ち出す可能性はありません。

IASB の支持を得た修正 IAS 第 37 号モデルは、負債は債務を履行しなくて済むことの企業にとっての価値 (the value to the entity of not having to fulfil an obligation) で測定するという原則にもとづいたものです。この測定方法は、事業者固有の見積り、又は、取引市場が存在する場合の市場における取引価値にもとづいたものです。しかしながら、IAS 第 37 号方式は、細部においては、FASB の履行価値モデルと重要な相違点があります。特に、保険契約の販売という状況に IAS 第 37 号モデルをあてはめた場合、このモデルには、明示的なリスク・マージン、利益マージン又はサービス・マージン、そして、一定の状況では、残余マージンもこのモデルに含まれます。

保険契約にあてはめた場合の IAS 第 37 号モデルのもとでは、保険者が、リスクの低い確率加重されたキャッシュフローよりもリスクの高い確率加重されたキャッシュフローに対する保険料を引き上げるであろうという認識に立って、負債の測定にリスク・マージンを含めます。

例えば、契約 A では、確率 50% で CU (通貨単位) 90、確率 50% で CU10 のキャッシュフローが期待されるとします。契約 B では、確率 50% で CU51、確率 50% で CU49 のキャッシュフローが期待されるとします。その場合には、いずれの契約も、確率加重されたキャッシュフローは CU50 となりますが、契約 A の方には大きなリスクが含まれています。従って、IAS 第 37 号モデルに従い、契約 B で起こり得る結果の予測不確実性を考慮した場合には、契約 B よりも契約 A の方が認識されるリスク・マージンが大きくなるため、契約 A の方が負債額が大きくなります。

義務から解放される企業にとっての価値には、「二次」市場にもとづいた信頼性のある情報がない場合、契約を履行するための費用の見積り額、(上述のような) リスク・マージンおよびその事業者が独自に見積もる利益要素が含まれます。この原則を保険という文脈にあてはめれば、保険リスクは、リスク・マージンの一部として既に包含されているため、(事業者が独自に見積もる利益要素は)、保険リスクの引き受け以外のサービスを提供することで保険者が得られる期待利益を意味しています。ブロック 1 と 2 には、期待保険金 (リスク・キャッシュフロー) とサービシング・コスト (非リスク又は非偶発的キャッシュフロー) の両方を含む、契約を原因とするすべての確率加重されたキャッシュフローの正味現在価値が含まれます。

このモデルは、IFRS にもとづいて会計上処理されるすべての一般的な負債に適用されます。しかしながら、IASB スタッフは、保険契約については、3つのビルディング・ブロックによる評価によって説明されないプラスの (初日差) 額を保険負債総額の一部として捕捉するため、純保険料に合わせた当初較正について IASB が過去に下した決定を組み込んだ追加手順を提案しました。マイナス額は、「初日損失」として損益計算書において即時に認識されます。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

この時点で、IASBは、リスク・マージン及びサービス・マージン又は利益マージンを報告日ごとに再測定すべきであるとする結論に達しました。この極めて重要な原則とこれが結果的に会計上の利益計上パターンに及ぼす影響に関する詳細な内容は、8月のIASB休会后に確定します。

## FASBの見解

FASBは、収益認識に主眼を置いたFASBの手法に基づき、キャッシュフローの変動によるリスクから生ずる予測不確実性は、確率加重されたキャッシュフローの見積りを使用することを通じて、測定には既に反映されていると考えます。つまり、支払われた総保険料に合わせて較正することで、(価格に反映されている限りで)保険事故の変動性が反映されることとなります。

この認識の結果として帰着したモデルが、現在履行価値モデル(2月に行われた第1回会合においてIASBとFASBが検討したリストの「候補4」として知られています・当ニューズレター第1号を参照)です。このモデルでは、ビルディング・ブロック1と2については能動的に測定する一方、ビルディング・ブロック3、即ちマージンについては(保険料との)較正処理によって測定されます。

FASBが想定する3つ目のビルディング・ブロックとしてのマージンは、IASBの提案するすべての要素が含まれ、様々な要素を反映させるために「複合」マージンと定義されたマージンと同じものであることを認めています。

FASBは、IASBの方式では、保険契約を真の意味での履行価値方式で会計処理することにはならないと批判しています。また、リスク・マージンとサービス・マージンを明示的に測定した場合、両審議会が保険業の会計報告に適していないことを理由に否決した現在出口価格に類似する概念を導入する結果になると主張しています。

FASB委員は、複合マージンの測定後の会計処理についてなお検討する必要があると述べ、合同審議会を締めくくりました。一部のIASB委員は、FASBモデルの場合には、信頼性のある会計上の値を得るのが保険契約の販売時以降になるため、この点が、IASB提案よりも劣るとの印象があると述べました。

FASBモデルでは、負債にリスク・マージン又はサービス・マージンが含まれないと思われることから、当初より損失が想定される契約即ち損失契約(*onerous contract*)の場合の負債額が小さくなります。損失契約以外の契約の場合には、IASBモデルの負債とFASBモデルの負債のいずれもその大きさは、なかんずく、事後の測定並びに様々なマージンもそれに準拠すべきものとされる利益計上パターンに左右されます。

IASBは、リスク・マージンとサービス・マージンを報告日ごとに再測定することで合意しましたが、残余マージンの利益計上の方法については現時点ではまだ討議していません。同様に、FASBも、契約時に認識された複合マージンの利益計上の方法についてまだ討議し

本ニューズレターは英語版が原本となります。

このニューズレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

ていません。

両審議会は、特に、それぞれが提案しているマージン方式と当初の見積りからの有利若しくは不利な逸脱に起因する期待価値（ブロック 1, 2）の変化の相互作用についてさらに詳しく検討したいと考えています。

IASB 及び FASB それぞれのマージン・モデルにおける利益計上のパターン並びに契約当初の見積りの事後の逸脱/変化への対応方法をめぐって今後下される決定は、様々な種類の保険契約の最終的な収益結果に大きく影響する可能性が高いと思われます。その結果、保険契約の IFRS の最終版は、様々な種類の保険契約の相対的価格設定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### IASB が行ったその他の決定

また、IASB は、2009 年 7 月 22 日に行った会合において、次のすべての条件を充たす全ての契約につき、保険事故発生前の負債（pre-claim liability）を会計処理するために未経過保険料方式を利用するよう義務づけることを決定しました。

- ・ 保険期間が 12 カ月以内で、
- ・ 組み込みオプション又は保証が存在せず、
- ・ キャッシュフローの期待流出額の大幅な減少につながりかねない事象について保険者が認識する可能性が低い場合であること。

最初の二つの条件は、短期の損害保険契約にとってはかなり標準的な内容であるものの、三つ目の条件により、高頻度かつ変動幅の小さなリスク（例えば、個々の自動車保険契約を数多く集めた群団）と低頻度かつ変動幅の大きなリスク（例えば、大規模災害契約）とでは、会計処理に対するアプローチが大きく変わる結果となります。

この決定により、未経過保険料方式の適用を義務づけられた保険者とこれを義務づけられていない保険者とで、会計上の利益のパターンが変わるかどうかについてははっきりしません。未経過保険料方式では、当初負債に潜在的に存在するすべてのマージンを保険期間全体を通じて利益計上していく必要があります。保険事故発生後の負債（post-claim liability）は、保険事故の発生時に会計処理されます。

これまでの論議では、保険事故発生後の負債について、3つのビルディング・ブロック方式を利用した場合に、残余マージンの一部であって保険期間の終わりまでに利益計上されていない部分を認識すべきであるかどうかについては明らかにされておられません。また、IASB が、保険事故発生後の負債について、サービス・マージン又は利益マージンも測定すべきであるとする結論を下すかどうかについてもはっきりしません。

残余マージン（およびサービス・マージンがあれば、サービス・マージン）が保険期間経過後に利益計上されるように未経過保険料方式が改められる場合には、異なる二つの方式

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

を利用する保険者間の収益パターンを整合性のある形で報告できます。しかしながら、その場合には、初年度に発生する保険金については、3つのビルディング・ブロック方式によって測定されることから、未経過保険料によって会計処理が単純化されるという重要な利点が失われます。

新しい IFRS に未経過保険料方式のこのような改良が盛り込まれない場合、3つのビルディング・ブロックの採用は、(未経過保険料方式が採用される場合に比べて)、他の条件がすべて等しいとすれば、保険契約の契約期間の最初の 12 カ月の会計上の利益がかなり小さくなり、それ以降の会計期間の利益がかなり大きくなるという状況を創る可能性があります。

これまでの論議では、保険事故発生前アプローチ(pre-claim approach)と保険事故発生後アプローチ(post-claim approach)との区別がそれほど問題にされませんでした。しかしながら、限られた種類の (subset) 保険契約に未経過保険料方式の採用を強制することが決定された場合には、未経過期間に対する負債の計算を単純化するように求めることの実質的な利点の評価はもとより、それから生ずる二つの利益パターンの整合性にこれまで以上に注意を払う必要があると考えます。

未経過保険料方式を採用した場合には、残余マージンとサービス・マージンの一部であって、IAS 第 37 号のアプローチにもとづいて保険期間の終わりに利益計上されていない部分を既経過期間に対する負債に含めるよう義務づけない限り、IAS 第 37 号にもとづいた場合よりも残余マージンが早期に利益計上される可能性があります。

## 次のステップ

IASB スタッフは、9 月に行われる IASB 会合までに、相当量の作業を緊急に進めなければなりません。マージンを収益として計上するために利用する会計原則に関する提案を準備し、損益計算書に保険料と保険金をどのように開示するかのアプローチを勧告し、保険契約負債を測定するための基礎として利用する IAS 第 37 号の開発を完了する必要があります。

FASB は、8 月に休会しないため、今月に行われる会合を利用して、独自モデルの開発を進め、また、IASB が既に暫定的決定を下している (例えば、更新及び解約オプション又は未経過保険料方式の導入義務などの) 他のあらゆる事項について検討することが可能です。

さらに、公開草案を公表する前に、例えば次のような他の重要な論点についても検討する必要があります。

- ・ 適切な割引率を選択するための基準
- ・ 有配当契約を会計処理する方法

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。



- ・ 保険負債の測定の単位は、個々の契約若しくはポートフォリオ（群団）とするか又はこれよりも広い他の何らかの基準にもとづいて測定する必要があるかどうか
- ・ 対象を限定したフィールドテストの結果評価

課題はまだ多いものの、両審議会は、2009年末に（一つ又は複数の）公開草案を公表することをコミットしています。

付表： これまでの暫定的決定のまとめ

一致している見解	IASB 及び FASB	
測定アプローチ	測定アプローチの基本的な特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場価格と整合している金融市場変数の見積もりを使用</li> <li>・ 期待キャッシュフローの明示的な現在の見積もりを使用</li> <li>・ 貨幣の時間価値を反映</li> </ul>	
測定方針	FASB は CFV（現在履行価値）を支持	IASB は、今は CEP（現在出口価格）を除外。修正された IAS 第 37 号モデルと CFV（現在履行価値）のどちらにするかについては最終決定に至っていない
利益の会計処理	会計上の利益は保険契約の当初認識時に認識しない	
マイナスの初日差額	マイナスの初日差額は契約時損失として即時認識	
新契約費の会計処理	発生時に損益計算書に費用として計上	

相違する見解	IASB	FASB
測定アプローチ・ <u>マージン</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>不確実性に対する明示的かつ再測定されたマージンの算入</u></li> <li>・ <u>他のサービスによる利益に係る明示的かつ再測定されたマージンの算入</u></li> <li>・ <u>新契約費を除いた純保険料に合わせた当初較正に明示的なマージンの算入</u></li> </ul>	<p><u>（不確実性が確率加重されたキャッシュフローの見積もりに既に織り込まれていると論じ）、保険料に合わせて較正された単一の複合マージンを算入する</u></p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

新契約費の定義	すべての新契約費をその発生時に損益計算書に計上。ただし、契約の獲得に直接関連する増分費用は保険契約の当初測定の較正に使用されるものとする。	すべての新契約費は費用計上されるとして未検討
契約時の新契約の収益認識	増分費用である新契約費の範囲でかつ残余マージン負債が存在する場合に認識	負債は保険契約者から受け取った総保険料に合わせて較正されるため、当初測定時には収益を認識しない

FASB でまだ議論されていない IASB の決定	
保険契約者の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新及び解約オプションから生ずるキャッシュフローは、顧客関連無形資産ではなく、契約上のキャッシュフローの一部とする。</li> <li>・ 参照すべき独立した販売価格が入手できない場合には、これらのオプションを「ルック・スルー」基準にもとづいて測定する。</li> </ul>
契約の境界	保険者が個々の保険契約を無条件に再引受あるいは価格改訂できる権利を得たときに既存契約は終了する。
未経過保険料方式	<p>次のすべての条件を満たすすべての契約につき、未経過期間に対する負債の会計処理に未経過保険料方式を利用するという要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険期間が 12 カ月以内で、</li> <li>・ 組み込みオプション又は保証が存在せず、</li> <li>・ キャッシュフローの期待流出額の大幅な減少につながりかねない事象について保険者が認識する可能性が低い場合であること</li> </ul>

下線：最近の変化

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。